

相 談 事 例

ID : 07-01-030

相談タイトル

相続権のある空き家の処分について

Q：ご相談内容

市役所からの紹介。県外に在住だが、市内に夫名義の土地と空き家がある。今後住む予定はないので、手放したいがどのようにしたらよいか。相続権がある3人のうち2人とは話しができています。

A：回答

相続した空き家の処分（売却）と言うことで特別に制度が用意されているものはありません。前橋市では空き家バンク制度がありますので、登録をして市のホームページで紹介してもらうことはできると考えます。空き家に限ったことではありませんが一般的に不動産物件の処分（売却）と言うことだと、最寄りの不動産業者に媒介をお願いして、処分してもらうことになると思います。

相続した不動産物件の登記簿上の名義がまだ亡くなられた方になっているとすると、相続登記を行わないと、買われた方への所有権移転登記が出来ませんので、遺産分割協議などをすすめ相続登記を行っておく必要があると考えます。